

「食と農をつなぐアワード」応募要領

※応募を予定している方は、必ずすべてお読みください。

1. 趣旨

この事業は、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法及び関連法として制定された食料供給困難事態対策法等（以下「改正基本法」という。）の趣旨を踏まえ農業者から食品産業、農協等の団体、消費者に至るまでの食にかかわる方々が有機的に連携した「食料システム」を支える関係者の食と農を取り巻く新たな情勢や、改正基本法に関する理解を促進し、これらの関係者に食料の持続的な供給を支える主体的な取組を促すこととしている。このため、こうした取組の活性化や消費者への啓発を行うことを目的とする。

2. 応募対象

(1) 応募主体

以下の部門について、優良な取り組みを行う企業、団体、個人とする。

(2) 応募する取組

①食料の安定供給

（国産消費の拡大（原料の国産化転換や、そうした取組への理解醸成）、国内生産・流通基盤の維持、世界の食料需給の安定等）

②食品アクセスの確保（物理的アクセス、経済的アクセス等）

③持続的食料システムの確立（農林漁業者との連携強化、流通の合理化、消費者理解醸成、合理的な価格の形成等）

④スマート農業技術等の開発・普及（農業者・産地等によるスマート農業技術及びその効果を高める新たな生産方式の開発・普及の取組等）

①～④のうち、特に震災復興の取組（東日本大震災から15年、熊本地震から10年にあたることなどを踏まえ）、園芸博覧会のテーマに共通する取組（来年のGREEN×EXPO2027開催に向けて）も積極的に募集する。

3. 応募者の資格

- (1) ニッポンフードシフトの推進パートナーに登録した者であること。
- (2) 当表彰事業に申し込まれた取組について、過去において当表彰事業で受賞経験がないこと。
- (3) 過去3ヶ年において、関係法令に違反したことによる行政的処分を受けていないこと。

(4) 過去3ヶ年において、刑事罰に処せられたことがないこと。

3. 応募方法

【応募期間】

2026年5月25日(月)～7月27日(月)

【提出書類】

食と農をつなぐアワード応募申請書、その他、事務局が必要とする書類

特設ページ (<https://form.run/@awd2026> (外部リンク)) の応募フォームから応募すること。

4. 事業実施スケジュール

時期	内容
5月25日(月)	応募開始 ※自薦・他薦可能です。
7月27日(月)	応募締切
7月28日(火)～9月下旬	審査期間 ※応募いただいた内容について質問をさせていただく場合があります。
10月上旬	結果発表 ※選定結果に関わらず、応募いただいた全ての方へご連絡します。
11月中旬	表彰式

5. 審査

(1) 審査方法等

この事業の審査は、原則として応募申請書及び取組内容等を基に書面により行うものとする。審査委員は(2)の審査基準に基づき各応募者の評価点を付し、その評価点の多寡を基として審査を行う。

【賞の種類・件数】

○特に優秀な取組

- ・農林水産大臣賞(各部門1点以内)

○優秀な取組

- ・大臣官房長賞(食料の安定供給部門2点以内)
- ・大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)賞(食品アクセスの確保部門(物理的アクセス)1点以内、持続的食料システムの確立部門2点以内)
- ・輸出・国際局長賞(食料の安定供給部門1点以内)
- ・消費・安全局長賞(食品アクセスの確保部門(経済的アクセス)1点以内)
- ・大臣官房技術総括審議官賞(スマート農業技術等の開発・普及部門2点以内)

(2) 審査基準

評価項目	点数	評点	具体的な評価事項
先進性・ 独自性	5～0	5点（非常に優れている） 4点（優れている） 3点（満足できる） 2点（やや満足できる） 1点（劣る） 0点（満足できない）	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい視点・方法・技術を導入しているか。 ・従来の常識や慣習を打ち破るような挑戦的な要素があるか。 ・他の企業・団体・取組と明確に差別化されている特徴があるか（模倣ではなく独自の工夫があるか）
地域性	5～0	5点（非常に優れている） 4点（優れている） 3点（満足できる） 2点（やや満足できる） 1点（劣る） 0点（満足できない）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える課題（人口減少、高齢化、農業の担い手不足など）に対して解決をするものか。 ・地元の農産物、人材、文化、風土など、地域固有の資源を活かした取組であるか。 ・地域等と連携しているか（協働体制があるか） ・地域内での雇用創出、地産地消の促進、観光誘致など、特に地域経済にプラスの影響を与えているか
継続性	5～0	5点（非常に優れている） 4点（優れている） 3点（満足できる） 2点（やや満足できる） 1点（劣る） 0点（満足できない）	<ul style="list-style-type: none"> ・取組が一過性ではなく、継続的に実施されているか。 ・長期的な視点での運営体制や仕組みがあるか
経済性・ 社会貢献 性	5～0	5点（非常に優れている） 4点（優れている） 3点（満足できる） 2点（やや満足できる） 1点（劣る） 0点（満足できない）	<p>【経済性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な効果（雇用創出、収益性など）があるか。 <p>【社会貢献性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的な意義（教育、福祉、環境など）をもっているか
波及性	5～0	5点（非常に優れている） 4点（優れている） 3点（満足できる） 2点（やや満足できる） 1点（劣る） 0点（満足できない）	<ul style="list-style-type: none"> ・他の企業・団体・地域でも応用・展開できる仕組みであるか ・他の企業・団体や消費者の意識に変化を促す力があるか（セミナー開催等） ・行政の制度設計に影響を与えているものであるか

行動変容への効果	5～0	5点（非常に優れている） 4点（優れている） 3点（満足できる） 2点（やや満足できる） 1点（劣る） 0点（満足できない）	・他企業、他団体、他社の行動に変化をもたらしているか。
その他の評価	5～0	5点（非常に優れている） 4点（優れている） 3点（満足できる） 2点（やや満足できる） 1点（劣る） 0点（満足できない）	上記評価項目や点数配分では評価しきれない項目、内容（例えば、震災復興の取組、園芸博覧会のテーマに共通する取組との関連など）等があれば、加点する。
評価合計点数			/ 35

6. 表彰を受ける者の決定

総括審議官は、受賞候補者の中から、関係部局の意見や取組の実態を踏まえ、表彰を受ける者を決定する。

7. 法令、違反等による審査対象資格及び受賞資格の取消し

応募者について、過去3ヶ年において関係法令に違反する等による行政処分等を受けたことが判明した場合は、審査過程中又は受賞決定後であっても審査対象資格及び受賞資格を取り消す。過去3ヶ年において刑事罰に処せられたことが判明した場合も、同様とする。

8. 受賞者の公表

受賞者の概要、実績、具体的な取組等を取りまとめ、広く関係方面に配布するとともに、農林水産省ホームページに掲載するものとする。

9. 活動認定証の交付

受賞の対象にならなかった応募者のうち、取組がおおむね1年以上継続して行われており、かつ以下のいずれかの基準等を満たす場合には活動認定証を交付する。

- (1) 対象となる取組が先進的・独自性ある特徴を有していること。
- (2) 対象となる取組が地域に密着したものであること。

- (3) 対象となる取組が経済性・社会貢献性を有していること。
- (4) 対象となる取組が他者への波及効果や消費者の意識の醸成等の効果を有していること。
- (5) 対象となる取組が他者の行動変容への効果を有していること。

10. お問い合わせ先

〒100-6051 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 23 階
ニッポンフードシフト事務局（JTB 霞が関事業部内）

担当：實方、菅原、片橋

MAIL：nippon-food-shift03@bsec.jp

TEL：03-6737-9261

受付時間：平日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで※土日祝、年末年始を除く。

特設サイト：

https://nippon-food-shift.maff.go.jp/2026/aw_connect.html（外部リンク）